平成２４年（フ）第９０号
栃木県宇都宮市越戸４丁目２番７号、前住所栃木県宇都宮市越戸４丁目２番５号
債務者　吉新　昌則
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第９３号
栃木県下野市文教２丁目２番地５　サンライズＦ棟103号室、前住所群馬県伊勢崎市市場町２丁目1053番地３
債務者　清水　洋文
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第９４号
栃木県さくら市上阿久津1392番地４
債務者　鈴木　大輔
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第９５号
栃木県宇都宮市御幸本町4627番地65　アリス宇都宮第５―203号、前住所栃木県那須塩原市埼玉４番地65
債務者　見木　幸子（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第９６号
栃木県宇都宮市花房２丁目８番６号　エールドシャトーⅠ102、前住所栃木県下野市石橋590番地２　コーポソレイユA101
債務者　北野　　徹
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０４号
栃木県那須烏山市志鳥3126番地、住民票上の住所東京都東大和市向原６丁目1389番地の３エクサーヴィアⅡ102
債務者　平野麻里子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０９号
栃木県宇都宮市西川田３丁目９番２号　シャトーＦ301、前住所栃木県宇都宮市伝馬町４番26号　コードサイドハイツ203
債務者　内田　和美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１１号
栃木県宇都宮市西川田町1091番地　昭和コーポⅢ101
債務者　今井　直人
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１２号
栃木県宇都宮市西川田町1091番地　昭和コーポⅢ101
債務者　今井ひとみ
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３０号
横浜市旭区柏町77番地の11
債務者　浪江　貞典
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１３号
横浜市港北区新吉田東６丁目40番２号
債務者　石川　好子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８号
岡山市中区倉益366番地１　平賀運送内
債務者　矢川　忠弘
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１号
岡山県倉敷市児島稗田町4072番地６
債務者　荒金　定義
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２号
長崎県平戸市生月町壱部5175番地、従前の住所佐賀県伊万里市大坪町乙42番地３
債務者　福本　克敏
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午前10時　長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
長崎県平戸市生月町里免3371番地、従前の住所福岡県福岡市城南区長尾３丁目18番18号
債務者　吉村　　徹
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午前10時　長崎地方裁判所平戸支部破産係